

青森県報

号外第四十八号

平成十九年
五月十六日
(水曜日)

目 次

条 例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………
青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例……………

(人 事 課) …… 二

(選 挙 管 理 委 員 会) …… 三
(事 務 局) …… 三

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一〇、七〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「八、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「及びポスターの作成」を「等」に改める。

第一条中「第四百四十三条第十五項」の下に「並びに第四百四十二条第十一項」を、「作成」の下に「並びに知事の選挙における法第四百四十二条第一項第二号のピラの作成」を加える。

第二条中「（以下）」の下に「第八条までにおいて」を加える。

第九条を第十二条とし、第八条の次に次の三条を加える。

（ピラの無料による作成）

第九条 知事の選挙における候補者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に第一条のピラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、第一条のピラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

一 当該ピラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ピラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ピラの作成の契約締結の届出）

第十条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において同条のビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成に係る公費の支払)

第十一条 県は、知事の選挙における候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定するビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、第九条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、同条各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭